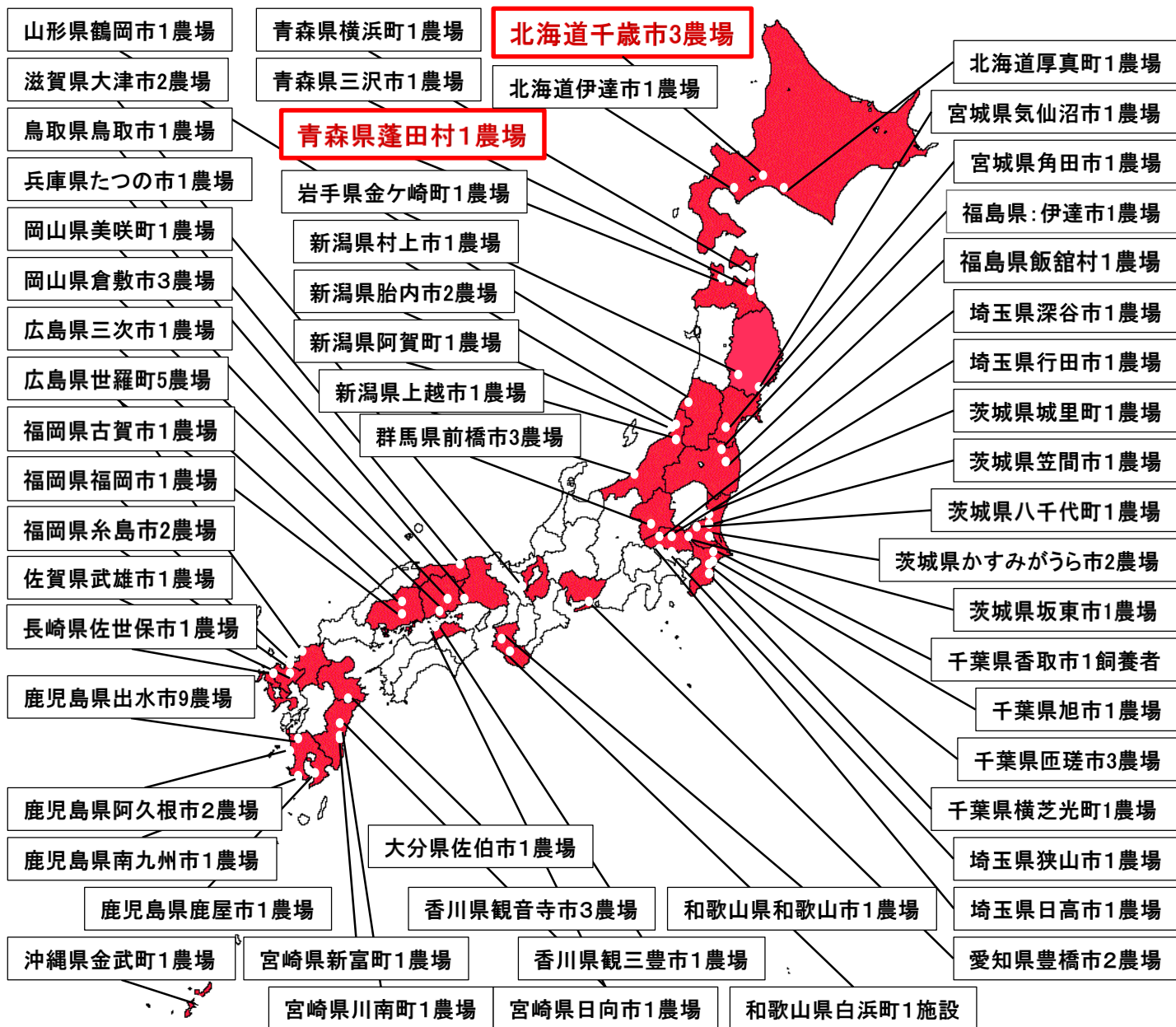


高病原性鳥インフルエンザ令和5年4月上旬の情勢

- ◆3月下旬以降、青森県蓬田村で81例目、北海道千歳市で82例目、83例目、4月7日新たに北海道千歳市で84例目が発生しました。
- ◆昨シーズンと同等であれば渡り鳥の北帰行が完了する5月上旬までの間は国内にウイルスが存在し、予防対策の継続徹底が必要です。



- ◆飼養衛生管理基準の遵守状況の点検と徹底をお願いします。
- ◆万一、飼養している家きんに異常を認めた場合には土日、平日、夜間、早朝関わらず、即、家畜保健衛生所へ通報してください。

京都府丹後家畜保健衛生所 (〒629-2302 与謝郡与謝野町字下山田616)
 TEL:0772-43-1125/FAX:0772-43-1124/Mail:tango-kaho@pref.kyoto.lg.jp